



# 秋田県公報

目次	ページ
公告	1

### 公告

- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………1
- 土地改良区の管理規程の認可（秋田地域振興局農林部）……………1

## 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺郡芝野堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成二十年三月三十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により河辺郡芝野堰土地改良区から申請があつた芝野頭首工管理規程について、平成二十年三月三十一日次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年四月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 かんがい期間  
毎年五月五日から八月三十一日までとする。

- 二 計画取水量

頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

五月五日から同月十八日まで 毎秒一・九二八立方メートル

五月十九日から八月三十一日まで 毎秒一・七四六立方メートル

トル

九月一日から翌年五月四日まで 毎秒〇・四四八立方メートル

- 三 点検及び整備

頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具等を、常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

#### 四 洪水警戒体制

管理者は、降雨に関する注意報若しくは警報が発せられたとき、又は頭首工の水位が標高十四・九〇〇メートルをこえることが予想されるときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

#### 五 干ばつ時の措置

管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高十四・四〇三メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を河辺郡芝野堰土地改良区理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

#### 六 その他

管理者は、頭首工管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の管理に関する事項について記録しなければならない。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 018766 FAX 018766  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄